第３１号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

上記の議案を提出する。

令和６年２月１６日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定に基づき、関係地方公共団体との協議により、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を変更する規約を定める。

（提案理由）

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため関係地方公共団体と協議を行うに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるため

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月１日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第５項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度分及び令和７年度分」に、「令和４年４月１日現在」を「令和６年４月１日現在」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第５項の規定は、令和６年度分以降の変更後の規約第１８条第１項第１号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和５年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。